

平成24年度 第1回 千葉県環境影響評価委員会 会議録

- 1 日 時
平成24年9月21日（金） 午後1時30分から午後3時00分まで
- 2 場 所
船橋市南部清掃工場 1階会議室
- 3 出席者
委 員：岡本委員長、吉門副委員長
石川委員、齋藤委員、杉田委員、藤倉委員、坂本委員、野村委員、
柳澤委員、柘瀧委員、宮脇（健）委員、伊藤委員、柳委員
事務局：環境生活部 北田次長
環境政策課 櫛引課長、工藤室長、北橋主幹、永井副主幹、田中主査、
高見副主査
傍聴人：0名
- 4 事 案
(1) 船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価方法書について
(諮問、事業者説明及び現地調査)
(2) その他
- 5 議事の概要
船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価方法書について
別紙のとおり

【資 料】

- 1 会議次第
- 2 法改正の内容及び条例対応のポイント（資料1-1）
- 3 千葉県環境影響評価条例の手続きの流れ（資料1-2）
- 4 船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価方法書について（諮問）（資料2）
- 5 船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価の手続経緯等（資料3）
- 6 船橋市南部清掃工場建替事業環境影響評価方法書の概要について（事業者作成資料）
- 7 船橋市南部清掃工場パンフレット（事業者作成資料）
- 8 船橋市南部清掃工場建替事業 現地視察行程（事業者作成資料）

【別紙】

船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価方法書について

- (1) 議事開始 事務局において資料確認後、委員長により議事進行
- (2) 事務局説明 法改正の概要及び当該事業に係る手続経緯について、資料により説明
- (3) 事業者説明 当該事業の方法書の概要について、資料により説明
- (4) 質疑等

委員長：ただいまの事業者の説明について、皆様方より御質問、御意見等いただきたいと思ひます。

委員：供用後の廃棄物の最終処分について、焼却灰主体になるかなと思ひますが、県外で最終処分し一部再資源化という表記になっていますが、これは現状とほぼ同じところへ運ぶ予定になっているのでしょうか。それと、一部資源化については、現段階で何をするかということがもしわかっていれば教えていただきたい。

もう一つ、既存の古い埋立地ということで、埋設された廃棄物はなるべく出ないように作業されると思うが、掘削してもし出てきた場合には、処分先等の選定について教えてください。たぶん県外になるのかなと思ひますが。また、埋設されている場合、ここは指定区域に指定されているのでしょうか。アセスと関係があるのかわかりませんが、興味があつて聞きたいと思ひます。

委員長：では、お願いします。

事業者：まず一問目ですが、いま現在、飛灰・焼却灰、同じストーカ炉、多少形状が違ひますが新しいストーカという方式ですので、飛灰と焼却灰の性状はほぼ似ていると思ひます。受け入れ先で、一般廃棄物の自治体との事前協議制を取つていますので、受け入れ先に受け入れていただけるという前提の下に、概ね同じところに持っていくと考えております。また、資源化できるものはできるだけ資源化していきたいと思ひていますが、やはり全てが資源化できるものではないので、最終処分、埋立てなければならない部分もあるということで、御理解いただきたいと思ひます。

次に埋設廃棄物は、おっしゃる通り、それほど深いところに埋まっているわけではないので、必ず、根切りや杭打ちを行うと出てくると思ひます。これは適正に処理したいと思ひています。廃棄物の調査はしてしまひて、不燃物と書いていますが、瀬戸物や植木鉢、あの当時はプラスチックも燃さないようにやっていますのでプラスチック類、それから金属もすべて回収されていませんでしたので、そういうものも多少埋まっております。溶出試験等いろいろと廃棄物の性状を調べてみないと、どこに持っていけるかはわかりませんが、おそらく安定型では無理だと思ひるので、管理型になると思ひます。

それから最後の御質問ですが、ここの埋めている場所は一般廃棄物の法律によりますと旧処分場という名称ですね、もう法律が変わりまして指定地域としなくてはならない状況にはなっていると思います。ですので、今現在、指定地域にして建て替える予定で計画はしておりますが、指定地域にしないで建てられればそれはそれでとも思っているのですが、たぶん法律を読むと指定地域にしなければ無理かなと思いますので、現在進めている最中だと思っただけければけっこうです。

委員長：ありがとうございます。他に御質問、御意見等ございませんでしょうか。

委員：関連して1点と、もう1点別のことをお伺いします。まず、「跡地に埋まっている」という点ですが、遅れて来たのですでに御説明があったかもしれませんが、いつからいつまで埋め立てていたのかを教えてください。もう一つの質問は、基本的な廃棄物政策に関連することになります。現有施設よりも規模が1炉当たり113トンということで、おそらく可燃ごみは3Rを進めて減らすという廃棄物政策をお持ちなのだろうと思いますが、廃棄物の分別の状況等を資料で見ると、例えば容器包装プラ等がどう扱われていて、プラは燃やされる状況にあるのか、といったこと、そして焼却施設として本当にこれだけの規模が必要なのかという点について、これまでどのように、廃棄物政策として議論をされてきた結果なのかを簡単に教えていただければと思います。

事業者：最初の埋立期間については、先程ご説明させていただきましたが昭和48年12月から昭和50年の12月までです。概ね2年間埋めております。埋めている層がそう厚くないので。それからもう一つのお話ですが、前回北部清掃工場建替えの御審議をいただいた少し前に、船橋市一般廃棄物処理基本計画を立てております。平成19年2月に立て終わって公布されていると思います。5年の見直しですので、それを平成24年2月に改定しております。その中で、いまお話のあったように、ごみの分別、可燃物の減少という形で規模の決定をさせていただいております。少し付け加えさせていただきますと、災害廃棄物も市内で可燃処理しようという部分があり、その上乘せ分が炉の大きさの中に入っております。これは南部の清掃工場も北部の清掃工場も、私どもの計画では3年間かけて市内で発生した災害があった場合の廃棄物を燃そうという計画が入っていますので、その規模が多少上乘せされています。

それから分別計画についてのお話ですが、少し恥ずかしい話になりますが、ペットボトルは今まで拠点回収という形で、公民館とか酒屋さん等の場所で回収していましたが、今年の10月からステーション回収という形で集める予定にしております。先程お話がありました、容器包装リサイクル法のその他プラについては、現在収集をしております。収集して処理しようという計画もあるのですが、いまのところ未定という考え方で現焼却炉は作っております。

委員：プラは可燃に入ることですか？

事業者：可燃に入ることです。

委員長：はい。ありがとうございます。

委員：環境影響評価項目の選定のところで、水文環境は選定されていないということなのですが、スライドの19番目に、「工事の実施に伴う影響を監視するため、井戸を設置する」と。これは新しい井戸を設置される予定なのか、また、設置されるとすると、先程から埋設廃棄物、厚くない厚くないとおっしゃっていますが、具体的に何m何m埋設されていて、それに対して井戸がどの程度なのかお伺いしたいと思います。また、井戸を設置されるとして、地下水位、地下水質を測定されるということであれば、水文環境を選定されても良いのではないかと思いますがいかがでしょうか。

事業者：埋設廃棄物の位置ですが、だいたい、現在の地面の中だと、後で見ていただきたいとは思いますが、建設用地の方が1m前後高くなっていて、それはおそらく工場を建てるときに残土があちらに乗ってしまっているだけだと思いますが、現在の建物の地面より3mくらい覆土されているだけで廃棄物層は5mはないと思います。5m未満の廃棄物層、ですから10m未満、7～8mのところまで廃棄物は終わっているという解釈で、観測井については既に掘って、先程お示ししましたように周辺4か所掘ってます。それは廃棄物層と同じ層ぐらいのところ、ストレナーの位置はその位置にしています。それから、深いところについては、既存井戸で相当深い井戸がありますので、それも併せて調査をしております。それと、廃棄物の中で現存している井戸が1本ありますが、それも廃棄物層までしか掘っておりません。その水を集めて、その水の分析を現在行っております。

委員長：よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

委員：今日ここに来るまでのバスの中で、この現地視察工程の5ページ目に雨水排水放流地域についての説明がありましたけれども、対象事業実施区域内の周辺雨水というのは、埋設雨水管を経て計画地北側の千葉港へ海域放流されると説明されたが、先程の処理フローで、焼却灰ピットから車に載せ替えて場外搬出されるわけですね。その後のピットの洗浄とか、移し替えの時に飛灰が散乱するという事は、操業時よくあることだが、その雨水がどこかにちゃんと溜められてチェックされるのかどうか。チェックしないでそのまま雨水と一緒に放流されて海域に流されるのかどうか。そこら辺の手当てというのは何かお考えがあるのかなど。別の案件ですが、東京都の練馬の清掃工場で、ダイオキシンの問題で地域の住民がこのことについていろいろと問題にした案件がありましたので、その辺の対応をちゃんとされてるのかどうかをお聞きしたいと思います。

事業者：ピット排水というのは普通ピットの中で終わって、だいたい今のごみは乾いていますので、ピットの中であまり水が出てくる状態ではないのですが、ピット汚水は必ず集めて処理して炉内噴霧するという形をとっていますので、外に出ることはまずありません。焼却灰や飛灰の散水、それから雨水、雨が降っているときに搬入したり車が入ってくる等という問題については、建物内で灰をローリーに移すという形を取れば外に出ることはないと思います。北部でも同じ計画を出していて、そういう計画を私どもはいま考えております。

委員：そういう際に構内の洗浄はやらないのですね。そういうものが排水管に入ること
は基本的にないかと？

事業者：まずありません。

委員長：他に御質問、御意見等ありますでしょうか。

委員：動物等の調査なのですけれども、予備調査は対象事業実施区域で行われたもの
だと思いますが、例えば付近の三番瀬やその辺との動物の行き来みたいなものは、こ
のあと見ればわかるかもしれませんが、そういう調査はされているのでしょうか。
三番瀬側でもやっているかどうかということですか。

事業者：予備調査といたしましては三番瀬の方では調査はしておりません。一般の文献等
でかなり事前の調査がなされていますので、その内容については方法書には取りまと
めさせていただいております。

委員：では、今後の調査では、この辺で行き来があるかどうかに関しても行うというこ
とでしょうか。

事業者：実施区域と三番瀬との行き来という点については、行き来するものとして、地上
を這う類の生物については、道路等で分断されているので基本的に移動はないかと
考えております。鳥等については上空を移動というのはあるかと思いますが、予備
調査をした結果、確認されたのは、一般的なカラス、スズメ、ムクドリのような種
類であり、予備調査をした限りでは、三番瀬に来るような鳥の中で、対象事業実施
区域を利用している鳥類は出て来なかったという状況です。現時点では、動植物に
関しては、予備調査の結果をもとにこういった文献レベルでの整理から予測評価を
行っていきたいと考えております。

委員長：では他に御意見ありますでしょうか。

委員：いまの御質問に関して一つあるのですが、予備調査とはある1回行っているだけ
のようなのですが、その1回をもって十分なことが言えるのかということ、例えば
秋にももう1回実施した方がいいのではないかとということが一つ。

それからもう一つ、アセスに関係するのかわからないが、方法書を見ます
と地盤の状況に関しての報告がありますが、この最新のデータが平成23年1月ま
でとなっており、その後の震災の影響はどう見ているのか。実状として、地盤的
には全然問題がなかったということなら良いのだが、その辺の状況も市から何かコメ
ントをいただきたい。

3点目ですけれども、既存施設の解体の時に、アセスとはまた別に何かやられる
のかもしれませんが、アスベストの調査はしているのか、そもそもアスベストは無
いということならいいのですが、その点について。

事業者：1番目の動植物に関してなのですが、これから現場を見ていただいてというところ
もあるとは思いますが、このような工場地帯に囲まれた場所という事で、既存資
料の調査に加えて、植生の状況等も確認した結果、生物の生息状況として貧弱な状
況というように考えておまして、今のところ春の調査1回で概ね状況が把握でき
たのではないかと考えております。

事業者：1年半前の東日本大震災の時に、先程渡って来ていただいた「雨水排水溝を見てください」という橋がありましたが、あの橋が段差を持ったために南部にごみの持ち込みができなくなり、急遽北部に持っていったということはございました。それから、南部清掃工場内ですが、スロープのところで、やはり、多少液状化といえますか段差が出たという現状はございます。建設に関してはその辺の対策は十分立てて、液状化等の影響が出ないような清掃工場を作りたいと考えております。

それから、後で三番瀬を見られると過去に見た方がいらっしやればわかると思いますが、三番瀬はすべて沈下しています。

それから船橋市内では一番沈下したところでは約10cm、地震で沈下しています。平均4～5cmぐらいは沈下しております。すぐ海ですから、液状化対策以外に津波対策等の震災対策を考えて清掃工場を作る業者を募集したいと考えています。

アスベストの調査については、おっしゃるとおり、解体の時にダイオキシンや重金属の調査をすべて実施します。その中にアスベストも含めて考えております。後程見ていただきますけども、現在南側に、再資源化施設という、過去に灰をスラグにしてその後レンガにした施設が残っています。それも解体しますので、その施設及び現状の清掃工場の解体もアセスの中に含めております。ですので、アスベストについては解体前に調査をする、とお考えいただければ大丈夫です。ただし、吹き付けのアスベストは現在無いという報告を受けていますので、そちらは大丈夫だと思いますが、プラントの中にパッキング等で全く入っていないのも・・もとの工場長がないと言っていますので大丈夫と思います。

事業者：プラント関係ですが、以前はパッキン類にアスベストが使われたということがありますが、現工場につきましては、パッキン類についても全てノンアスベストのものを使っていますので、プラントの中のパッキン類についてはございません。ただ、建物とかそういったところで成形品等については混入しているものがありますのでそれらについては調査しながらやっていきたいと考えています。

委員：ごみピット汚水の炉内噴霧に関してお尋ねしたいのですけれども、炉内噴霧の必要性をひとつお尋ねします。それと、そういう噴霧が必要であるとするならば、実際出てくるごみピット汚水量と必要な噴霧量とのバランスがどうなっているか、それから炉内噴霧したら当然温度は下がると思うのですが、それがエネルギー回収に与える影響はどれぐらいあるとお考えなのか。

事業者：炉内噴霧が必要かどうかという問題ですが、ごみのカロリー、一般廃棄物のカロリーの場、ばらつきがとても大きいです。高位発熱から低位発熱までの差が相当ありますので、炉内の温度が900℃とか1000℃とか、1000℃まではいきませんが、炉壁の保護等の目的で水を吹いているのが現状です。ですから考え方として、ピット汚水が邪魔だから炉内に噴霧するという考えではなくて、炉内に噴霧する必要があるのごみピット汚水を使っている、とだけいただければと思います。ですから噴霧量の方がピット汚水よりも多いです。炉内噴霧をやめたからとい

って、やめることはできないと思いますが、もっとたくさん水を使うのが現状です。

温度が下がると言っても800℃は維持されていますので、そういう噴霧はしていません。本当に高温になる時に噴霧して、炉内制御をします。水を吹くのが一番炉内制御で簡単なので、それで吹いているという考え方です。ですので、熱回収、なるべく吹かないようにいきたいとは思いますが、やはり炉壁の保護で吹かざるを得ないということです。熱回収はどちらかというと、排熱ボイラー側で、もう少し先の方で取りますので、炉内をある程度一定温度に保っているという考え方をしていただければと思います。

委員：悪臭について。評価方法書の3-37ページに悪臭の状況として1件報告されているのは、本件の清掃工場に関係しているのでしょうか。また、概要の43番のスライドで、悪臭の調査を夏季に2回行うと書いてありますけれども、夏季の2回の調査日は、気象条件で選ぶのかどうか。一般的には雨が降っている最中や後にけっこう臭うことが多いのですが、降水の有無について何か考慮することはあるのでしょうか。

事業者：3-37ページの悪臭の状況についてでございますが、この1件というのは船橋市全体の中で1件ということで、左側の用途地域で商業地域での苦情でございますので、本件とは関係ない苦情だと思われまして。もう一件、悪臭の調査についてですが、気象条件としてはあまり強風が吹かないような、悪臭が比較的発生するような条件を選定して行いたいと思っております。具体的には梅雨から開けて、今お話があったように雨の後というのがベストなのですが、日にちをぴったりと合わせるということは難しいかもしれませんが、少なくとも夏季にそういった条件ができるだけ合うようなところで調査を行いたいと思っております。

委員長：ありがとうございます。他に御質問、御意見等はございませんでしょうか。お願いします。

委員：景観関係をお伺いしたいのですが、方法書を拝見すると敷地周辺にグリーンを置かれています。その外側に塀のようなものが作られる予定なのかどうかということ、最後の敷地境界ですね。ということが一つと、これは景観と人と自然とのふれあいの場との関係もあるのかもしれないですが、三番瀬の利用者がどのくらいいるのか、もし御存知でしたら教えていただきたい。

事業者：景観だけお答えさせていただきたいと思っております。廃棄物処理法の中ではございませんが、船橋市は廃棄物指導要綱を持っておりまして、一般廃棄物、産業廃棄物（処理施設）を設置する場合に、その周辺1.8mで不特定多数の人が入らないようにという要綱を作っております。ですので、木を植えたからといってそれを満たしたとは思えないので、塀は作らせていただきたい。その辺、景観との兼ね合いで、外側に木を植えて内側に塀、塀が表に目立たない方がいいということでしたら、それは私どもの敷地の管理の仕方ですので、外側の塀ではなくて内側、要は私どもの敷地内に不審者が入らないような形で、すべて施錠までできないといけない事になっていますので、そういう形はどこかで取らせていただきたいと考えております。

事業者：三番瀬海浜公園の方の話ですけれども、今の補足にもなりますが、若干三番瀬海浜公園の部分については下がっておりますので、おそらく塀等は見えないのではないかなと思います。後ほど現地を視察していただきますので、御確認いただければと思います。

それから、利用者についてでございますが、やはり一番多い時期というのは潮干狩りのシーズンになりますので、その時期につきましては潮干狩りの利用券をゲートで買わないといけないことになっております。そちらの数のヒアリング等を行って把握して、準備書の段階では先程の「人と自然とのふれあい活動の場」の中で明らかにしていきたいと考えています。

委員長：他に質問はありますか。もしよろしければ、だいぶ時間も過ぎておりますので、ここで質問の方は終わりにさせていただきたいと思います。